

大阪市空家等対策協議会運営要綱（案）

大阪市空家等対策協議会

（目的）

第 1 条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第 7 条第 3 項の規定に基づき、大阪市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（会長等）

第 2 条 協議会に会長を置き、市長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 協議会に会長代理を置き、委員のうちから会長が指名する。

4 会長代理は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 3 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長がやむを得ない理由により会議を欠席するときは、会長代理が会議の議長となる。

3 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席委員（会長を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席）

第 4 条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（専門部会）

第 5 条 協議会に、特定空家等及びその他の事項に関する協議を行うため、専門部会を置く。

2 専門部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 専門部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、専門部会を代表し、議事その他の会務を総理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

6 協議会は、次条第 3 項の規定により専門部会の議事が決されたときは、当該決議をもって協議会の決議とすることができる。

（専門部会の運営）

第 6 条 専門部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

- 2 専門部会は、当該部会に属する委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 専門部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 専門部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか空家等対策協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年2月2日から施行する。

大阪市空家等対策協議会条例

制定 平成27年12月18日 条例107

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第7条第1項に規定する協議会として、本市に大阪市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 協議会は、市長及び委員20人以内で組織する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(守秘義務)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(専門部会)

第5条 協議会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(施行の細目)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大阪市空家等対策協議会条例施行規則

制定 平成27年12月18日 規則216

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪市空家等対策協議会条例(平成27年大阪市条例第107号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(庶務)

第2条 大阪市空家等対策協議会の庶務は、住吉区役所、市民局、都市計画局及び都市整備局において処理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大阪市空家等対策協議会傍聴要領（案）

平成 28 年 2 月 2 日制定
大阪市空家等対策協議会

1 傍聴手続

- (1) 会議を傍聴しようとする方は、所定の時刻までに受付を済ませ、事務局の指示を受けて、会場に入場してください。
- (2) 傍聴の定員は 10 名とし、受付は、会議の開催予定時刻の 30 分前から先着順で行い、開催予定時刻の 5 分前若しくは定員に達した時点で、受付を終了します。なお、受付開始時にすでに定員に達している場合は、抽選により、傍聴人を決定します。
- (3) 報道機関の傍聴については、必要に応じて記者席を設けるものとします。報道機関から取材等の申し入れがある場合は、会議の開始前までに限り会場内の写真撮影、録画及び録音を認めるものとし、会議の開始後は、協議会の会長が許可した場合を除き、写真撮影、録画及び録音は認めないものとします。

2 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、会場においては、次の事項を守ってください。

- (1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと
- (4) 携帯電話などは、受信音などを出さないこと
- (5) 協議会の会長が許可した場合を除き、写真撮影、録画、録音等を行わないこと
- (6) 会議開催中は、静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと
- (7) その他会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと

3 会議の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会場においては、協議会の会長又は事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者がこの規定に違反したときは、協議会の会長又は事務局はこれを注意し、なおこれを改めないときは、退場していただく場合があります。